

# コミュニティ・スクール推進事業

～地域とともにある学校づくり～

## □ コミュニティ・スクール推進について本県のスタンス

- ◎ コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民のニーズを迅速に学校運営に反映させ、学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育を実現していく有効な手段の一つであり、一層の普及啓発活動に努める。
- ◎ 各市町の取組状況を把握し、学校が抱える課題解決、教育力を向上させる実践事例を広く県内に普及させる。
- ◎ 国の動向を各市町教育委員会へ周知し具体的な実践事例を普及させ、地域とともにある学校づくり協議会等への積極的な参加を働きかける。
- ◎ コミュニティ・スクールを基盤に県教委で推進している「地域協育ネット」の理念を普及させ、学校が家庭・地域と連携した学校づくりを進める。
- ◎ 平成29年度には、県内小・中学校の学校運営協議会設置率を80%以上となるよう市町教育委員会の指定を推進する

## □ コミュニティ・スクールとは

2004年（平成16年）6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入された新しい学校づくりの仕組みである。

保護者や地域住民等が**学校運営協議会**を通じて、一定の権限と責任を持って**学校運営に参画**しより良い教育の実現をめざすという**地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりの仕組み**である。

### 学校運営協議会

合議制の機関であって、**法律に基づいて**、学校運営、教職員人事について関与する**一定の権限が付与**されている。

- ・校長の作成する学校運営の基本方針の承認
- ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- ・教職員の任用に関して、教育委員会に意見（教育委員会は任用にあたってはその意見を尊重）

## コミュニティ・スクールのイメージ

※文部科学省のイメージ図参照

